

## 第1編 総則

### 第1節 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の目的

この計画は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）第3条第5項、第9条、第53条2項の規定に基づき、日本電信電話株式会社（以下「持株会社」という）、東日本電信電話株式会社（以下「東地域会社」という）、西日本電信電話株式会社（以下「西地域会社」という）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という）、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という）が、新型インフルエンザ等の発生段階の区分に応じ、指定公共機関としての責務の遂行及び人命尊重の視点からの感染防止に資することを目的とする。

### 第2節 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の基本方針

指定公共機関5社（以下、持株会社、東地域会社、西地域会社、NTTコム、NTTドコモをいう）は、以下の基本方針に基づき対応する。

1. 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、発生段階に応じた事業継続計画を策定し、①新型インフルエンザ等緊急事態における通信の確保、②新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的な取扱いに努める。
2. 感染拡大を可能な限り抑制し、社員等の生命及び健康を保護するための適切な感染防止策を講じる。

### 第3節 業務計画の運用

本計画は新型インフルエンザ等対策政府行動計画で示されている発生段階、被害想定等を前提として運用する。